

OBA MJ 特集3 REACH アウトリーチ

～出かけていく弁護士、弁護士会へ～ 第2回 地域包括支援センターに出向きます！ (高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」の取り組みから)

高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 委員 小山 操子、山本 健太郎

1. どんなアウトリーチか？

今、地域で生活する高齢者にとって、最も身近で、相談できる場所はどこでしょうか。

介護保険法により、おおむね中学校区にひとつの割合で、「地域包括支援センター」（「地域包括」と略します）という相談機関が設置されました。地域包括は、高齢者が安心して生活できるよう、総合的に相談に応じたり、虐待対応や認知症支援をはじめとする権利擁護の活動を行っています。ここでは、高齢者が生活していく上で抱える相談ごとが日々持ち込まれています。そこで、これらの相談ごとに職員さんが適切に対応できるよう、担当弁護士が定期的にセンター等を訪問して、職員さんやご本人からの相談を受けています。

2. どうして、このアウトリーチを試みようと考えたか？

平成20年度、ひまわりは設立10周年を迎えました。その記念企画として、地域包括を対象とした成年後見制度の無料出張講座を行いました。その際、地域包括の職員さんから、日ごろ、高齢者に対する総合相談や権利擁護の業務に取り組む中、弁護士に相談したり聞いてみたいことがあるとの声をうかがいました。それがきっかけとなり、平成24年度、堺市において、地域包括職員対象の法律

相談を実施しました。各区の地域包括を巡回しながら相談を受け、年度末には「役に立った」「次年度以降も続けてほしい」との声があがりました。その経験を生かして、今度は大阪府下の全市町村の地域包括を対象としたアウトリーチ活動を行うこととしたのです。

3. どんな効果があったか？

定例の地域包括を訪問しての職員さんとの相談の中から、具体的に問題の解決に至った事例をご紹介します。

(1) 具体例1

高齢夫妻と精神障がいのある子との3人暮らし。従来は年金収入に加え、賃料収入もあったため、生活に支障はなかったが、時代の流れとともに賃料収入が激減するとともに経済的に苦しくなり、銀行ローンなどの借入を行ったり、税金等を滞納したりするようになった。夫婦関係はもともとの関係に加え、経済的な困窮が重なって、さらに悪化していた。経済的な立直しが必要と考えられたケース。

担当弁護士は、地域包括の職員とともに自宅を訪問し、夫妻にお会いしました。債務のために経済生活に支障が出ており、お二人の間もぎ

くしゃくしていました。債務整理を行い生活を立て直すことを考えました。また、夫の判断能力の低下のために成年後見制度の利用が必要と考えられましたので、夫について保佐開始審判の申立を行いました。

(2) 具体例2

一人暮らしをしている高齢者。認知症による記憶力障害があるが、身体的には自立している。ある時、自宅に人が訪ねてきて、同人所有の建物から飛んできた飛来物で自動車が傷ついたとして損害賠償を求められ、見積書を示されたため支払ってしまった。すると、次は同様な訴えで、若い女性とその母と現れ、怪我をしたから金を支払えという要求をしてきた。相手にしなかったところ、女性の父と名乗る男らが現れ、支払いを要求するようになり、大声で「なぜ払わないのか」と本人を威嚇したケース

担当弁護士が地域包括職員とともに本人にお会いしましたが、本人にはこのような請求に自力で対応する力はないと考えられましたので、弁護士が受任し、請求者に対応しました。再び訪問を受ける可能性もありましたのでケアマネジャーやヘルパーさんとも連絡がとれるようにしました。また、今後の被害を防ぐためにも警察へ被害届を出す手続きも本人といっしょに行いました。

4. どんな仕組みか？

相談する弁護士は、地域包括の事業を理解し、持ち込まれる相談についての知識と経験がなければ対応ができません。そこで、成年後見や虐待対応、権利擁護相談の経験と研修を受けている運営委員の皆さんの中から希望を募り、さらに研修を実施して、担当者名簿を作りました。

そして、市町村ごとに、経験のある弁護士と若手弁護士を組み合わせ担当弁護士（原則2名）

を配置しました。年間の実施回数は各市町村の希望に合わせ、月1回（2時間）、地域包括に担当弁護士が出向いて、職員から相談を受けるという仕組みでおこなっています。相談日及び時間帯は市町村ごとに協議して決めています。

たまに、今月は相談がないという月もあります。そのような時には、日ごろの業務に役立つ消費者問題、個人情報保護法などのミニ学習会を実施しています。

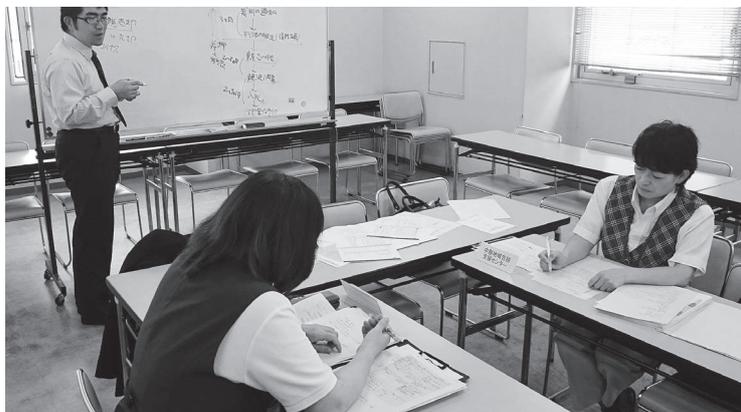
日当等については、当初はニーズを検証するために、市町村や地域包括には無償で、日弁連や大阪弁護士会が予算を組んで手当てしてきました。（2015年度からは委託契約を結ぶ市町村が続々と出てきて、2016年度からは、弁護士会の負担はなく、市町村との契約にもとづいて手当も支払っています。本年度は、16の市町および大阪市の22区（予定）の合計38カ所と委託契約をしています。

5. 仕組みで工夫したことは？

この地域包括への担当者派遣のアウトリーチ活動が各市町村との契約に結びついて成功したのは、以下の要因があります。

1つは、担当者を固定で貼り付け、**顔の見える関係**をつくったことです。相談してみよう、高齢者等ご本人に弁護士の相談を受けてもらおう、と考えてもらうには信頼関係が必要です。信頼関係は、顔が見える関係で、どんな弁護士か、その弁護士が親身になって相談を聞いてくれる、とわかってもらえることから生まれます。

2つめは、相談日や方法は、**自治体や地域包括の**



都合に合わせて決めたことです。職員の数は限られている中、業務は広範にわたっています。そのため、日程はセンターの業務の都合に合わせて決める必要があります。

3つめは、相談のないときは**業務に役立つミニ学習会**を開催したことです。日頃の業務の中で迷うことが多い事項について弁護士から話を聞く機会は職員にとって有益な機会です。

4つめは、**電話・メール相談**を実施し、面談での相談での不十分な点を補ったことです。相談し法

的助言を受け、実際に行ってみたところ疑問が生じたといった場合、気軽に電話やメールで聞くことができる機会をもうけたのです。

5つめは、高齢者ご本人からの相談を実際に聞くには、担当者自身が出張相談することを原則とし、**迅速な対応**を行ったことです。職員さんからの相談はご本人の相談であることが大半です。法的に解決可能な相談は弁護士に直接相談する必要があります。その場合に同じ弁護士が迅速に対応できる仕組みとしたことです。



相談者からのインタビュー

河内長野市の地域包括職員と市役所の方に、この事業を利用してのご意見・ご感想を寄せていただきました。

●包括の職員が法律問題を気軽にできる窓口ができて大変助かっています！

今まで担当するケースで法律問題が生じた時に気軽に相談する窓口がなかったのですが、「それでは弁護士にきいてみますね」と相談者にいうことができるようになりました。相談者に対するサービスの向上にも役に立っています。

●弁護士の顔が見えるので相談しやすいです！

そして同じ弁護士さんに定例会に来ていただけるので、どのような方なのかがわかり、とても安心して相談できるのも大きいですね。特にメールや電話相談をしようとする時は顔の見えない弁護士さんと相談するのはとても不安なのでぜんぜん違います。

●メールや電話で対応してくれるのでタイムリーに相談できる！

その上、メールや電話相談もできるように契約させていただいているのですが、これがとても役立っています。市の無料相談に相談する時も予約をとらなければいけないので相談したい時に相談できないことが多いですね。メール相談でもレ

スponsが早いので、不安な点の早期の解消や問題が大きくなる前に対応ができるようになりました。

●ミニ講座で法律知識を習得することで何が法的問題なのかが理解できた！

今まで職員として悩んでいても、どのような問題なら弁護士さんに相談したらよいかわからなかったんです。でも、来ていただく弁護士さんに時間があるときにミニ講座をしてもらったので、どのようなことが法律問題で、どのような部分を弁護士が対応してくれるのかがよくわかるようになりました。弁護士さんにはいろんな問題が相談できることもわかりました。

●具体的なケースにもかかわっていただけるのは安心！

相談した中で実際に弁護士さんに依頼して関わっていただくのがよいものがありました。この場合も、私たち職員と顔の知っている弁護士さんが、ご本人のことをよくわかって共同してケースにあたるので、情報共有がスムーズにいき、またお互いに忌憚のない意見を言えるのでとても助かっています。